

プロポーザル審査要領（案）

令和4年度（2022年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務に係るプロポーザル審査会での審査は、次のとおり行うこととする。

1 審査会開催に係る事前準備等

（1）企画提案書の取扱い

アルファベット記号を付し、提案者名を伏せることで公平性を図る。

（2）企画提案書の事前配布

ア 提案書は、事前に各委員に配布する。

イ 各委員はあらかじめ企画提案書に目を通し、ヒアリング・審査に備える。

2 審査方法

（1）ヒアリング

ア 提案者の能力、適正を確認するためヒアリングを行い、総合的な審査を行う。

イ ヒアリングは、1者ずつの呼び込み方式により、提案者名は伏せて行う。

なお、資料の追加、変更は禁止し、ヒアリングに欠席した場合は選定から除外する。

（2）審査

ア 審査委員は、「企画提案審査調書」（別紙A）（以下「審査調書」という。）の項目を審査し、作成した審査調書を事務局に提出する。

なお、やむを得ずプロポーザル審査会を欠席する場合には、審査の公正性を期すため、審査から除外することとし、速やかに企画提案書をプロポーザル審査会事務局に返還する。

イ 参考意見がある場合には、審査調書の特記事項欄に記入する。

（3）企画提案書の提出が6者以上の場合の取扱い

企画提案書が6者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。

3 審査の項目及び配点

（1）事業者の適格性 （25点）

（2）企画提案内容の適合性 （75点）

4 企画提案の採用決定

（1）集計報告

事務局は、審査会から提出された審査調書の結果を「企画提案審査調書集計表」（別紙B）に集計し、順位点換算表に従い順位点を記入して審査委員長に報告する。

（2）受託者の特定

プロポーザル審査会は、原則として、集計結果に基づき順位点の最も高い企画提案を行った者を受託者として特定するものとする。ただし、同順位の場合は、1位取得数の多い方を受託者として特定する。1位取得者が同数の場合は、各企画の長所及び短所を討議の上、多数決により決定するものとするが、なお同数の場合は、委員長が受託者を特定することとする。

なお、総合順位が1位の企画提案にあっては、適正な履行を確保する観点から、すべての審査員それぞれの審査調書の評価点数合計が（100点満点）が50点以上であることを要する。